

平成22年度 第3回 岐阜県内水面漁場管理委員会 議事録

1. 開催日時 平成22年12月15日(水)
13:30~14:30

2. 開催場所 水産会館 2F 第3会議室

3. 委員の定数 13名
出席委員 10名

漁業者代表: 太田嘉俊、奥村義雄、田口錠次、西脇庄市、吉澤喜遊
遊漁者代表: 町野親生、渡辺澄子
学識経験者代表: 川合千代子、寺嶋昌代、吉村朝之

4. 審議事項

- ・議第5号 コイヘルペスウイルス病まん延防止対策に係る委員会指示について
- ・議第6号 平成23年度魚種別増殖方法及び指示数量について

5. 議事の経過

【開会宣言】

○太田会長

本日は、委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、ただ今から平成23年度第3回の内水面漁場管理委員会を開催します。

本日の議題は「コイヘルペスウイルス病まん延防止対策に係る委員会指示について」他1件でありますので、よろしくお願いします。

本日の出席委員数の確認を事務局から報告願います。

○事務局

本委員会定数13名中10名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることをご報告します。

○太田会長

本日の議事録署名者には田口委員さんと川合委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【議第5号】

○太田会長

それでは、議第5号「コイヘルペスウイルス病まん延防止対策に係る委員会指示について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

○事務局

議第5号について説明させていただきます。

本議題は、当委員会が指示をしております、過去にコイヘルペスウイルス病の発生を確認した河川からのコイの持ち出し禁止等を内容とする「コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示」の指示期間の満了に伴い、再指示をするものでございます。次のページをご覧ください。これは、コイヘルペスウイルス病の発生状況について、県内で初めて確認された平成 15 年から平成 22 年 12 月現在までを取りまとめた表でございます。表中の実数は検査を実施した箇所数及び検体数ですが、括弧内の数字がコイヘルペスウイルス病を診断された箇所数及び検体数です。これを見ますと、平成 16 年をピークに発生件数は減少しており、平成 21 年以降は河川等の公共性の強い水面での発生は確認されておりません。しかし、個人池での発生は毎年確認されており、ここを感染源として公共水面にコイヘルペスウイルス病が拡散してしまう懸念は常にあり、今しばらくは様子を見ていく必要があると思われま

す。1 頁にお戻りください。平成 23 年のコイヘルペスウイルス病まん延防止対策に係る委員会指示方針（案）としましては、2 頁の一覧表でお示ししたとおり、近年、河川での発生は確認されていないものの、毎年、数件ずつ個人池での発生が確認されている状況であり、今しばらく様子を見る必要があると考えられるため、平成 23 年についても同様の指示をしたいと考えます。3 頁をご覧ください。これが公示文（案）です。昨年と同じ内容でございますが、確認のため読ませていただきます。

（公示文案 朗読）

○太田会長

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問などございませんか。

○太田会長

ご意見もないようですので、ただ今から採決を行います。

議第 5 号「コイヘルペスウイルス病まん延防止対策に係る委員会指示について」は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の発言）

○太田会長

どうもありがとうございました。

それでは、ご異議がないようですので、議第 5 号は原案のとおり決定いたします。

【議第 6 号】

○太田会長

それでは続きまして、議第 6 号「平成 23 年度魚種別増殖方法及び指示数量について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

○事務局

それでは、議第 6 号について説明させていただきます。

本議題は漁業法第 130 条第 3 項の規定により、第 5 種共同漁業権に係る平成 23 年度魚種

別増殖方法及び指示数量を定めるものでございます。

2 頁をご覧ください。これは、平成 23 年度の増殖指示数量(案)の一覧表です。設定に係る方針、根拠等につきましては、後ほど詳しく説明させていただきますが、表中、太線で囲まれている数字は平成 22 年度の指示数量に比べて減量となるもの、二重線で囲まれているものは増量となるもの、それ以外は変化しないものです。

続きまして 3 頁目以降に放流実績等を添付しております。詳細につきましては省略させていただきます。また、各組合からの要望等につきましては別に取りまとめておりますので、そちらで一括して説明させていただきます。

続きまして 12 頁に平成 23 年度の増殖方法及び増殖指示数量に関する方針及び要望に対する対応(案)をお示ししております。基本的には、17 頁以降に添付しております平成 15 年 1 月 10 日委員会決定の「増殖指示数量の基本方針」に則っておりますが、近年の自然環境や社会情勢の変化等から、漁協経営の厳しさ等を考慮しまして、ここ数年、応急的に減量基準等を検討しております。平成 23 年度につきましては、大筋で平成 22 年度とは変わりございませんが、新たにアマゴ、ヤマメ及びイワナの発眼卵埋設放流の取扱いについて定めておりますので、順にご説明させていただきます。

まず、コイの増殖指示方針について。平成 22 年のコイヘルペスウイルス病、以下、KHV 病と言わせていただきますが、KHV 病は河川等の天然水域では発生が確認されていないものの、個人池において 3 件の発生が確認されています。KHV 病の発生が確認された個人池は、直接的な感染原因については不明であるものの、いずれの個人池も農業用水を介して河川水を飼育水として使用しており、河川水からの KHV 感染の可能性も否定できません。現時点において、コイ種苗の放流指示を再開することは、結果として天然水域における KHV 病によるコイの大量斃死を引き起こす懸念があり、それに伴う死亡魚の回収、処分等を含む関係各所の混乱を惹起する可能性が高いことから、平成 23 年度についても今年度と同様にコイの増殖指示は出さないこととします。

続きまして、アユの増殖指示方針について。全国的に冷水病がまん延して終息の兆しが見られない中、岐阜県においては県下漁業協同組合の放流量に足る健苗が慢性的に不足している状況にあり、その被害の結果、遊漁者等からの要望により追加放流を余儀なくされている漁協が散見されます。この様に、やむを得ず大量に放流しなければならなくなった場合においても、定法による指示数量の算定では、増量指示しなければならない場合が生じてくるため、昨年度に引き続き指示数量の魚種間の変更等の特殊な場合を除き、アユ冷水病被害が終息に向かうまでの間、指示数量の増量を行わないこととします。

続きまして、アマゴ・ヤマメ及びイワナの増殖指示方針についてですが、まず 25 頁をご覧ください。これは、今回の委員会に先立ち、アマゴ・ヤマメ及びイワナの発眼卵埋設放流について、各組合にご意見を伺った結果を取りまとめた資料です。アマゴ・ヤマメについては、県内 12 漁協が実施しており、その内、8 漁協は効果があるとの評価をしており、4 漁協は効果について不明と回答されています。また、これまでの 12 漁協に加え、新たに 2 漁協が発眼卵埋設に取り組むことを検討しております。

発眼卵埋設について、積極的な意見としては、既に発眼卵埋設に取り組んでいる漁協の多くが指示数量への加算を希望しております。消極的な意見としては、多くは情報不足や経費負担の困難さを訴えるものとなっております。イワナについても、ほぼ同様の回答状況となっております。なお、これら経費負担に関する消極的な意見につきましては、現状では指示数量への加算ができないことから出た意見ではないかと思われます。

これら組合からの意見を踏まえ、発眼卵埋設について増殖方法及び指示数量への組み込みについて検討し、定めた基準が平成 23 年度の方針にお示ししたものです。

12 頁にお戻り下さい。近年、岐阜県内においても、新たな増殖方法として発眼卵埋設放流に取り組む漁協が増えており、効果的な増殖方法であるとの認識が広まってきています。中でも、遊漁者等から「天然に近い」、「姿が美しい」等の高い評価を受けているケースもあり、今後、発眼卵埋設放流に取り組む漁協が増加するものと思われます。しかしながら、発眼卵埋設放流について、稚魚期までの生残に関する知見はあるものの、現在のアマゴ・ヤマメ及びイワナの増殖方法の主流である稚魚放流と比較してのアドバンテージについては不明な点も多くあります。そこで、アマゴ・ヤマメ及びイワナについては、指示数量の 1/3 を上限として、発眼卵埋設放流 1,800 粒につき稚魚放流 1 kg に換算して実績に加えることができることとします。

なお、この基準の算定根拠等につきましては、27 頁に添付しております資料をご覧ください。前回の委員会においてご協議いただきました際に、河川環境研究所から報告された内容では、発眼卵放流を行った結果、稚魚期までの生残は平均で 6.8% と報告されています。現時点ではイワナについては知見がありませんので、イワナについても同数値を引用しております。すると、1 万粒の発眼卵埋設を行った場合、稚魚期までの生残尾数は 680 尾と推定されます。なお、河川研の調査研究で、稚魚期の生残確認は、ちょうど漁協さんの稚魚放流を実施される時期に重なる 6 月から 8 月にかけて行われております。その際に捕獲された稚魚のサイズは平均で 95 mm であり、魚体重は 8 g 程度と考えられます。すると、稚魚 680 尾の重量は 5.4 kg ということになり、1 万粒の発眼卵埋設の放流効果は、稚魚放流 5.4 kg に相当すると考えられます。これを逆算すると、発眼卵埋設 1,800 粒が稚魚放流 1 kg に相当することとなります。

その下に、参考までに放流に係る種苗費と種卵費の比較をお示ししております。ちなみに、稚魚 1 kg 相当に係る経費は、アマゴ・ヤマメについては稚魚放流が 3,507 円に対し、発眼卵埋設が 3,780 円。イワナにつきましては、稚魚放流 4,404 円に対し、発眼卵埋設が 3,780 円ということになります。実際にはこれに運搬用の車代や放流・埋設に係る人件費等がかかりますので、どちらの負担がより重いのか単純には比較できませんが、種苗・種卵に係る経費としては、それほど大きな開きはないと思われます。

13 頁にお戻り下さい。続きまして要望に対する対応方針について。まず、フナについては、昨年と変わりありません。KHV 病がまん延する以前は、コイ・フナを合わせた指示の基本方針は、両種の資源動向を見ながら、両種の放流量等を柔軟に増減できるように」というものでしたが、23 年度もコイの増殖指示を出せない状況の中、フナのための指示数量を固定化してしまうことは、増殖指示方針の主旨に添うものではないと考えられます。このため、コイ・フナを合わせて指示できるようになるまでの間、フナの放流については、資源動向に注視しながら漁協からの要望を最大限加味して対応していくこととします。対象となる漁協は県内全漁協、減量の範囲の基準は、前年度指示数量の 1/2 を下限の目安とし、かつ、それが県内漁場における前年度の最低指示数量を下回らないようなものとします。

つづきまして、その他の魚種について。従来の指示数量の増減に係る計算式は、遊漁料収入が低い漁協には不利に働くため、当該計算式とは別に、条件に合致する漁協についても当面の間、漁協要望の比重を大きく加味し、漁場の特性や漁協の経営状況を勘案し対応します。対象となる漁協は、①遊漁料収入が放流経費を下回り、かつ賦課金・行使料収入の総額も下回る、漁場を管理する上で漁協の負担が遊漁者の負担に比べ著しく大きい漁協、②組合員一

人当たりの負担額が遊漁者の負担額と比較して著しく大きい漁協、③経営が著しく悪化している漁協、赤字の連続性ということで、いずれも過去3カ年の平均でということになっております。また、減量の範囲の基準につきましては、適正目標増殖量の定めのある魚種については、前年度の指示数量の1/2を下限の目安とし、かつ、それが適正目標増殖量の1/2を下回らないことを標準とします。ただし、人件費、漁協経営を切りつめてもなお経営が逼迫していると認められる漁協であることが条件です。なお、当該魚種について、指示数量以外の増殖努力をしている漁協につきましてはさらに若干の勘案をするものとします。

適正目標増殖量の定めのない魚種については、対象となる魚種について前年度の指示数量の1/2を下限の目安とし、かつ、県内漁場における前年度の最低指示数量を下回らないこととします。

次の頁に各漁協からの要望と、それに伴う具体的な検討結果についてお示ししております。

まず、内共第5号、西濃水産漁協について。これは指示数量の減量に関する要望ではございませんが、平成22年のモクズガニの指示数量の全量について、種苗入手ができなかったことから放流ができなかったものでございます。また、これは内共第12号の長良川と西濃水産の共有漁場においても、モクズガニの西濃水産漁協分の1,000尾について同じであります。モクズガニにつきましては、放流用種苗の入手が非常に難しく、現在は県外から入手することはほとんど出来ない状態であり、県内で漁獲されたモクズガニの一部を仲買から購入して放流しているのが現状です。そのため、その年の河川漁業の好・不漁の影響を大きく受けてしまい、モクズガニが不漁であった今年度について、放流できなかった事情はやむを得ないとし翌年度の指示数量の増減は行わないこととします。

続きまして、内共第6号、牧田川漁協について、組合の経営状況から、アユ30kg、アマゴ20kg、ウナギ10kgについて減量を要望されていますが、指示数量の基本方針に合致しないことから、指示数量は昨年と同じとします。

内共第8号、揖斐川中部漁協につきましても、同様の理由からアユ300kg、アマゴ50kg、フナ30kgについて、減量を要望するものですが、同様に基本方針に合致しないことから、指示数量は昨年と同じとします。

内共第9号、揖斐川久瀬漁協につきましては、組合の経営状況からアユ10kgの減量を要望するものですが、当該組合についても基本方針の基準に合致しないため、指示数量の減量はいりません。また、ニジマス、イワナについてはアマゴ稚魚を捕食するとの理由から、全量を魚種変更したいとの要望がありましたが、漁業権魚種である以上、指示数量をゼロとすることはできない上に当該組合の指示数量は県内全漁場中、最も少ない指示数量であることから、これ以上の減量も行うことができないというものです。

内共第11号、木曽川・長良川下流漁協からの要望ですが、組合経営の状況と良好な自然繁殖の状況から、ナマズの指示数量の減量を要望するものでしたが、基本方針の基準には合致しないため、変更は行いません。

内共第17号、長良川中央漁協について、当該漁場における漁業者及び遊漁者の利用度の低下から、アユ520kgの減量を要望するものですが、これについても基本方針の基準に合致しないことから、変更は行いません。

内共第18号、津保川漁協について、組合経営の状況から、アユの指示数量300kgの減量を要望するものですが、基本方針の基準に合致することから、要望どおり指示数量を300kg減量するものです。

内共第23号、可児漁協からにつきましては、組合経営の経営状況が厳しく、河川環境の

変化から、漁場がアユ釣りには適さない環境に変化しており、アユ放流量を減らし、ニジマスに魚種変更を行うという要望です。これにつきましては、基本方針の定めにより、アユの増殖指示数量を 30 kg 減量し、アユ 30 kg に相当する額の放流量のニジマス、45 kg になりますが、これをニジマスの指示数量に上乘せするものでございます。

内共第 31 号及び 32 号の益田川漁協、内共第 38 号の岐阜県矢作川漁協、内共第 46 号及び 47 号の丹生川漁協、内共第 50 号の庄川漁協につきましては、いずれも経済的事情等からアユ等の減量要望でしたが、いずれも基本方針の基準に合致しないことから、減量を行わないこととします。

○太田会長

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問などございませんか。

○奥村委員

組合経営が非常に厳しいということで指示数量を減量する場合の基準は、これは基本的に 3 カ年赤字でなければならないということなんでしょうか。

○事務局

3 カ年、ずっと赤字でなければならないということではなく、3 カ年平均で赤字ということです。そのため 2 カ年黒字であっても、単年度大きな赤字が発生したときであっても、3 カ年平均で赤字であれば、基準の一つに適合するということです。

○太田会長

その他、ご意見などございませんか。

○事務局長

事務局の方から、発眼卵埋設放流についてご説明させていただきましたが、この形でいきますと現在の稚魚放流の指示数量の 1 / 3 までは、発眼卵 1,800 粒につき稚魚 1 kg に換算して認めますという形になります。

ただ、心配しておりますのは、資料の方で見ていただいたとおり、発眼卵埋設放流を経験しておられる漁協さんが全部ではないんですね。実際にアマゴ・ヤマメ、イワナを放流しておられる漁協さんの全てが発眼卵埋設放流を経験されておられればよろしいんですが、未経験の組合さんもいらっしゃいます。ですから、「発眼卵放流だから、とにかく卵を蒔けばいいんだな」とくらしいことをやられてしまうと、この委員会としても非常に困ることになります。発眼卵埋設を行うのは、だいたい晩秋、11 月頃からになりますので、それまでの間に河川環境研究所の方で研修会的なものをやりながら、きちんとやれるようにマニュアル、或いはマニュアルまで行かなくても一定の基準を作っていきたいと思います。これを遵守することで初めて、1 kg 当たり 1,800 粒の指示数量がクリアされたんだというような認め方をしていきたいと思います。

○奥村委員

例えば、稚魚放流 3～5 g で行った場合の何パーセント位になるのか。

○事務局長

稚魚期までの生残率を 6.8%と仮定して計算しています。

ただ、前回の委員会でもそうですし、このアンケートでもそうなんですが、実際に発眼卵埋設放流を行ってみえる漁協さんの多くは、この 6.8%という数値よりもかなり良いと感じてみえる。釣り人の感覚もこれに近いと思います。釣り人の評判も、そんなに悪いという声はあまり聞かない。現実には、河川環境研究所の報告よりも良いのかなという感覚ももっております。ただ、実際に科学的な根拠が残りますので、今回の基準は 23 年度に限ってこういう形で認めていこうというものです。

いままでずっと認めてきていますのは、アマゴとかヤマメ、イワナの成魚放流がございます。これは $1/5$ の量を稚魚放流に換算して認めますというものですが、これはずっと以前から委員会の中で決定されています。今回、発眼卵もこういった形で入れるのか、単年度だけとするのか悩んだんですが、ひとまずは 23 年度だけこの取扱いにして、これからの調査研究により良い判断できるデータが出てきた場合に、この委員会の中でさらに 1,800 粒が妥当なのか、 $1/3$ までというのが適正なのかご検討いただき、方向をだしていければと考えます。ちなみに、 $1/3$ なんですが、22 年度までの実績で、一番、発眼卵埋設放流を多く実施されている漁協さんで、24 万粒の放流を行っておられます。24 万粒を換算すると、たまたま、その漁協さんの指示数量の $1/3$ に相当します。ですから、発眼卵放流に最も取り組んでおられる漁協さんで、指示数量の $1/3$ 相当ということですので、この $1/3$ という割合も妥当かなと思います。

○奥村委員

今年初めて 2 万粒の発眼卵放流をやってみたんですけども、漁協では最終的な生残率については把握できないので、県のデータでも稚魚放流の方がまだ良いんじゃないかという数値も出ている。けど、これは県の方でしっかり把握してもらわないと、調査は単独の漁協で実施することはできない。

全くアマゴのいないところで、稚魚として 5g 或いは 7g まで何匹いるのかという計算をしようと思うと、かなり大変なことだと思う。

○事務局長

河川環境研究所の方では、まだ調査研究を継続しておりますので、また、委員会の中でその結果を報告していきながら、ご検討していただきたいと思います。

○太田会長

私どもの組合では、4 年前から発眼卵埋設放流に取り組んでおり、今までは成魚放流を行い 2 月に解禁でしたが、今年から 4 月解禁にした。ところが、組合員にも喜ばれ、遊漁者からもアマゴらしいアマゴが釣れると好評を得ています。

私どももいろんな試行錯誤でやっておりますので、発眼卵放流についてどの様に実施しているのか、参事に聞いていただければ各支部でやっていることを説明いたします。

○田口委員

昨日、漁協の役員会をやりまして、河川研で今年の結果をきいたんです。11 河川でセッティングして 0 という河川もあるという結果を聞いたんですが、河川の勾配とかでも相当違うという

ことも言ってみえたんですが、そういうマニュアル的なものを作っていただいて知らせてもらうということはできないんですか。

○事務局長

先ほど言いましたように、今、河川環境研究所の方で、川幅どのくらいまでの谷なら良いですよとか、或いは勾配がどの程度なら良いですよとか、深さがどの程度だとか、川底がどういう場所ならとか、そういうものを6月までに作ってもらいたいとお願いしております。

6月には23年度の第1回の委員会が開催されますので、その委員会までに案を作り、中味についてご検討いただきたいと思います。

○奥村委員

いずれにしても、アマゴは放流してもどれだけ河川に残るか、謎が多い。それぞれの組合も、はたしてどれだけ放流して良いのか、不安に思っておられる。銀毛化して海に降っているにしても、その割にはサツキマスになって上ってこないということもあります。やはり、これは河川研の方で調査をお願いしたい。

○事務局長

先般、漁連さんの方にもちょっと話をしたんですが、発眼卵埋設等に関する説明会等を行っているんですが、全部の組合が参加されてはいないんですね。

非常に熱意をもっておられる組合さんもおられる、あまり関心のない組合さんもおられる。ぜひ、発眼卵放流について取り組みたいということに関しては、研修会に出席していただいて、取り組んでももらいたいと思います。

○吉澤委員

試験結果なんで仕方ないと思いますが、6%や8%なんてことはあり得ないと思うんですよ。孵化したのが、ここからこの区間までにいなかったの、0だという話だったけども、それは降っていってしまうから0なのではないか。当組合では雪があつて調査はできないが、春になると全て孵化して出ていってしまう。死んでいるのはいない。仔魚期に他の魚に食べられてしまうのはあると思うんですが、実際には3割くらいは残るのではないかなと思う。というのは、遊漁者が来て小さなものがいっぱい釣れたという話をするんです。埋設したところから、流れ込んだ場所で釣れると言うんですから、必ずそれだけはいらんだと思います。調査のやり方をもう少し考えてもらって、一定区間内にいなかったから0だと言うんでは、何年たっても0になってしまう。孵化はしているんです。

○田口委員

300mくらい調査をするということで、上流にはいなくて、ほとんどが降っているという結果を言ってみえた。

○事務局

最長で500mくらいの区間の調査をされているようですが、それから出てしまったものはなくなったと判断して、この結果になっているようで、そうやって流出して死んだわけではなくて、漁場からなくなったものというのをどう判断するかということかと思いますが、

新しい知見が出れば、そのパーセンテージに併せて変更していくということもできると思います。

○事務局長

稚魚期までの生残率の 6.8%が前回の委員会においても低すぎるのではというご意見がございまして、事務方の方で経費に換算したらものすごい負担になるのではと思って、先ほどの資料のとおりやってみたらほぼ一緒になった。

やり方によって手間賃等は大きく変わりますので、実際の経費は、稚魚放流の方がかかるかもしれませんし、発眼卵埋設の方がかかるかもしれません。それはちょっと、はっきりとは言えません。ただ、その辺を漁協さんの方のご努力でコストダウンを図っていただくとよろしいかと思います。

○吉澤委員

率が上がれば、経費的に割安になるのか。

○事務局長

たまたま、1 kg・1,800 粒と言っていますが、これが 1 kg・1,000 粒という換算になれば、当然、増殖量も増えるわけですから、安い経費で目的が達成されることになります。

○吉澤委員

他所でできた稚魚をもってきても降ってしまう。それから言えば、発眼卵放流の方が、遊漁者から付近で釣れたとの声もあり、降る率も低いのではないかと思う。ただ、種苗によって、例えば銀毛の卵なんかでは降ってしまう可能性もあると思う。

○田口委員

河川研でやっている試験方法にも問題があるのではないかと思う。実は、大きな石を寄せて、細かい砂利を入れて、その中に入れて孵化させるということだが、当組合でやっているのは箱を使ったりしてやっているんですが、その河川の水が増えたりすれば、流れてしまう可能性もある。その辺のやり方によって、低い数値がでたのではないかという気もする。

どういう方法が一番良いのかということを含んでいけば良いんじゃないかと思う。

○事務局長

どうしても孵化するまで 1 ヶ月以上は川の中にあるわけですから、当然、その間に増水があった場合には被害を受けてしまう。そういう意味で言うと、筒を入れてみたり、箱を使用したりとかいう方法で、少しでも孵化までのリスクを減らすということは重要なことだと思いますので、そこを含めて河川環境研究所で調査を行っていると思いますので、ご質問にお答えできるよう、河川環境研究所の担当にも出席してもらうようにします。

○川合委員

今、森林関係の方が「清流を意識した森づくりを」と言い始めているんですけども、でも実際に高山の方で将来の施業のために道路造りを始めたんですけども、現地に行って土木屋さんの作る道というのを見てぎょっとしてしまっただけです。そこで、国の方が急いで、本来

の低コストで出来る道づくりの指導者を呼んできて、今、飛騨金山の方で研修を始めたんです。月曜日に私も行ってきたんですけども、沢をどうやって渡ってくれるのかなと気にしながら、まだ見届けていないんですけども。今後、そういった道路網が入ってきたりとかするにあたって、研修とかしなければいけないとき、それに引っ掛けて、こういった産卵を促すような沢をついでに意識してもらうことも大事じゃないかなと思います。ぜひ、発眼卵をどんどん増やせれるような森の環境を促したいなと、私も気にしております。

○太田会長

それでは、ご質問も尽きたようですので、ただ今から採決を行います。

お諮りいたします。議第6号「平成23年度魚種別増殖方法及び指示数量について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○委員

(「意義なし」の発言)

○太田会長

ご異議がないようですので、議第6号については原案のとおり決定いたします。

以上で議案の審議は終了しましたが、せっかくの機会でありますので、何かご発言はありますか。

○太田会長

ご意見など無いようですので、これをもちまして本日の委員会を閉会します。どうもありがとうございました。

平成22年12月15日

会長

議事録署名者

委員

委員

